

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年3月29日教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 略</p> <p>（館外貸出しの停止）</p> <p>第14条 利用者が第8条及び第12条に規定する貸出期間を経過した日から2月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。</p> <p>2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から2月を超えても返却していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。</p> <p>第15条～第23条 略</p> <p>附 則（令和6年 月 日教育委員会規則第 号） この規則は、令和6年12月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>（館外貸出しの停止）</p> <p>第14条 利用者が、第8条又は第12条の規定にかかわらず、貸出期間を経過した日から6月を超えても資料を返納しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。</p> <p>2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から6月を超えても返納していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。</p> <p>第15条～第23条 略</p>